

資料紹介

基礎段階の教育機関の委員会についての教育省規則 仏暦2543年（西暦2000年）（2000年5月23日告示、原文タイ語）

杉山和恵

[解説]

この教育省規則は、タイで現在進行中の教育改革の一環としていわゆる学校委員会の設置を義務付けたものである。基礎段階の教育機関とは小・中・高等学校を指し、当規則が対象とするのは国立の小・中・高等学校である（全国の小・中・高等学校総数の約89%を占める）。タイで学校委員会制度が初めて導入されたのは1982年の教育省規則によってであるが、その後1996年の規則改正を経て1999年の国家教育法により、初めて学校委員会制度は法律上の根拠を得た。現行の教育改革の指針とされている国家教育法の第40条第1項には「基礎教育機関および学位より低いレベルの高等教育機関には、教育機関の活動を監督・奨励・援助することを任務とする委員会を置くものとする。委員会は、保護者の代表、教師の代表、地域組織の代表、地方自治体の代表、同窓生の代表、および専門家から構成されるものとする。」と定められている。さらに同条第2項で「委員の数、資格、基準、推薦方法、委員長および委員の選出方法、任期、罷免は、省令の定めるところによる。」とし、同省令は2002年8月までに制定される予定である。標記の規則はこの省令の経過規定として制定され、現行の学校委員会の直接の根拠となっている。

当規則に基づく学校委員会は教育行政改革の要である分権化政策の一部として位置付けられる。その背景には、まず1992年の民主化運動があり、従来からの軍部の影響の強い中央集権的政治体制に対する国民の不満が噴出したことがある。この

運動の結果1997年10月に制定された憲法には、同国の憲政史上最も多くの教育に関する条文が盛り込まれ、教育における国民の権利保障は大きな進展をみた。一方、分権化政策の経済的背景として挙げられるのが、1997年7月に発生した通貨危機を発端とする経済危機である。これにより、国家財政の疲弊という理由から国の財政負担を軽減するために、中央組織の再編と財政負担の地方と個人への分散が喫緊の課題として登場した。さらに経済のグローバル化により国際競争力に貢献すべき人材の育成が教育政策の重要な目標とされ、よって教育の質に対する関心が高まった。

このような背景のもと、当規則による学校委員会の基本的な特色として2つが挙げられよう。まず第1に、旧規定の1996年規則による学校委員会に比べ、より多くの重要な権限が与えられたことである。学校委員会自体の性格として、経営上の決定権限は持たず審議機関としての性格が強いことは変わらないが、学校の実務の遂行を監督しモニタリングする機能やカリキュラム編成に同意を与えるという新たな任務が加えられ（同規則第13条）、学校の教育内容や管理運営一般にも踏み込んだ権限が与えられていることは特筆すべきである。第2の特徴は、学校委員会への参加が父母や地域住民にとってより開かれたものになったことである。旧規則では、委員の選出は校長と教員が会議で行うことになっており、学校側から依頼された委員であったが、新規則では、規定の5カテゴリーにおいて立候補者を募る方式が採用された（「資格を有する人」を除く、同規則第7条）。すなわち規定上は学校委員会への参加が原則として

父母や地域住民の自由意思に基づくものとされたのである。

2002年8月制定予定の学校委員会についての新しい省令も、基本的には当規則をほぼ踏襲するものと考えられる。この規則において、学校委員会は教育省の担当部局の指揮監督を受けるとされるためその自律性には制約があり、また委員も充分な代表性に裏付けられているとは言いたい。しかし学校の管理運営に関する新たな合意形成の場として、タイにおける学校委員会制度は、分権化政策をより教育的、国民的観点から実質化していくための有効な手段となりうる可能性を秘めているといえよう。

基礎段階の教育機関の委員会についての教育省規則 仏暦2543年(西暦2000年)

基礎段階の教育機関の教育の管理と運営を、国家教育法仏暦2542年に基づいて効果的に進めるために、国家行政組織法仏暦2534年第20条、および省庁部局改善法仏暦2534年第25条の規定による権限に基づき、教育省は以下のように規則を制定する。

第1条 この規則を「基礎段階の教育機関の委員会についての教育省規則仏暦2543年」と呼ぶ。

第2条 この規則は、告示の日の次の日から施行される。

第3条 「初等教育の学校委員会についての教育省規則仏暦2539年」を廃止する。

すべての規則、規程、告示、およびそれらの規則で規定していた他の命令のあらゆる部分、またはこの規則に矛盾する、あるいは対立するところのものは、この規則にとって代わられる。

第4条 この規則において、

「教育機関」とは、基礎教育を提供する国の中学校を意味するが、特別な教育を提供する教育機関までを合わせて意味するものではない。

「教育機関の管理者」とは、小学校の校長、中学・高校の校長、または基礎教育機関の管理に責任を負う管理者を意味する。

「委員会」とは、基礎教育機関の委員会をさす。

「委員」とは、基礎教育機関の委員会の委員をさす。

第5条 委員会は教育機関ごとに、少なくとも7人しかし15人を越えない人数で構成される。

(1) 「親の代表」とは、その教育機関の中で学習している生徒の学籍簿に従い、親として名簿に名前がある人の代表。人数は2人を越えないこと。

(2) 「教師の代表」とは、教授活動に従事する者とその教育機関の管理者の補佐を含む教育公務員の代表。人数は2人を越えないこと。

(3) 「地域社会組織の代表」とは、公共の利益のために活動をし、その教育機関の学区内に設立されている、集団、協会、基金、民間団体、またはその他の形態の個人の集団をさす。人数は2人を越えないこと。

(4) 「地方自治体の代表」とは、自治市、県自治体、タムボン（行政区）自治体、バンコク都、パタヤ特別市、または他の形態の地方自治体の代表をさす。人数は2人を越えないこと。

(5) 「同窓生の代表」とは、同窓会、同窓生のクラブ、あるいはその教育機関でかつて学んだ個人の代表。人数は2人を越えないこと。

(6) 「資格を有する人」とは、宗教上の指導者、土地の知識人、恩給受給官吏、教育機関に所属しない他の公務員、国営企業の職員、その他の国の部署の責任者、企業体の所有者あるいは経営者をさし、それには当該教育機関の学区内の人も外の人も含む。人数は4人を越えないこと。

教育機関の管理者を職権委員かつ事務局長とする。また、委員会は(1)(3)(4)(5)(6)の中から一人の委員を委員長に選び、またもう一人を副委員長に選ぶ。

第6条 女性の委員が全体の3分の1よりも少なくならないような委員会の人数と割合を考慮した上で、第5条に準拠した委員会が結成されるように、委員会はその人数と割合を規定する。

第7条 委員会の設立は以下のようにする。

- (1) 第5条(1)(2)(3)(4)および(5)の代表の立候補受付の告示を教育機関がする。
- (2) 第7条(1)に基づき選挙に立候補した者は、自らの間で選び、第6条の規定に基づく人数が委員となる。
- (3) 第7条(2)により選ばれた者および教育機関の管理者は、第6条で規定する2倍の人数の自分が適切だと思う特別な資格を持つ人の名簿を提出する。そして会議で選び、第6条の規定に基づく人数が委員となる。
- (4) 教育機関の管理者は、委員の名簿を第9条に基づく権限を有する者に提示し、その権限を有する者が任命の署名をする。

どのグループの代表でも、選挙に立候補する者がいない場合、委員会は第6条で規定する2倍の人数の当該グループの推薦者の名簿を提案する。そして名前の提出を受けた人達自身の間で選び、規定の人数が委員となる。

どのグループの中でも、選挙の立候補者が第6条の規定の人数に足りないとき、そのグループの選挙の立候補者を委員として受け入れる。それから不足分の2倍の人数の当該グループの推薦者の名簿を委員会が提案する。そして名前の提出を受けた人達自身の間で選び、規定の人数が委員となる。

どのグループの中でも選挙の立候補者が第6条の規定に基づく委員の人数と同数いた場合、上述と同様に選挙の立候補者を認め、その人達が当該グループ内の委員となる。

第8条 委員の一般的な特質

- (1) 教育の発展に関心を持つ人であること。
- (2) 行いの良い人であること。
- (3) 破産人でないこと。
- (4) 最終的な判決で投獄の刑に罰せられたことがない人。しかし不注意によって犯した違反や軽罪の違反に対する罰は除く。

第9条 教育機関の一段階上のレベルで指揮命令を行うものが、委員会の任命と辞職の許可の署名をする。

第10条 任命を受けた日から数えて4年間を委員

会の一期ごとの職務の期間とする。

この規則に基づく第一期目の委員会が2年の満期を迎えたとき、くじにより2分の1が職を退く。奇数の人数の場合は繰り上げた人数とする。ただし職権委員かつ事務局長は除く。

教育機関は、第2項に基づいて離職する委員に代わる委員を、第7条で規定する規則および方法に従って選び、その委員は第1項の任期に基づいて職務に従事する。

第1項と第3項に基づいて離職する委員に代わる新しい委員を選ぶことは、4年の満期あるいは2年の満期から数えて45日以内に行うものとする。

任期にしたがって委員が辞め、しかし新しい委員の任命がまだない場合、新しい委員任命の告示まで、旧委員が役割を果たす。

任期を満了した委員が任命を受け、再び委員会で職位を保持することもありえる。

第11条 委員は次のようなとき、職を失う。

- (1) 任期にしたがって辞めるとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 辞職したとき。
- (4) 第8条の特質に欠けたとき。
- (5) 破産人になったとき。
- (6) 能力の欠けたあるいはそれに類似する人になつたとき。
- (7) 最終的な判決で投獄の刑罰を受けたとき。
しかし不注意によって犯した違反や軽罪の違反に対する罰は除く。
- (8) 当該教育機関での職を離れたとき。第5条(2)に基づく委員と教育機関の管理者に適用される。
- (9) 当該教育機関の生徒の親としての立場から離れたとき。第5条(1)に基づく委員に適用される。
- (10) 地方自治体の代表としての立場から離れたとき。第5条(4)に基づく委員に適用される。
- (11) 委員会の3分の2より少なくない人数で、罷免を決議したとき。職権委員かつ事務局長の職位は除く。

第12条 任期満了まで90日よりも前に、どのグル

プの中でも委員の空席が生じた場合、教育機関は、空席が生じてから30日以内に第7条に基づいて当該グループ内の委員が決まるようとする。そして選出された委員は残りの任期の間職務に従事する。

第13条 委員会は以下のような任務を持つ。

- (1) 教育機関の方針と発展計画を策定する。
- (2) 教育機関の年次活動計画に同意を与える。
- (3) カリキュラムの内容編成に同意を与え、地方のニーズと協調させる。
- (4) 教育機関の計画に沿った実務の遂行を監督しモニタリングする。
- (5) 質の高い一定水準の保たれた基礎教育を、学区内のすべての子どもにまんべんなく行き渡らせることを奨励し援助する。
- (6) 子どもの権利の擁護を奨励し、障害のある子ども、機会に恵まれない子ども、および特別な能力を持った子どもを援助し、能力にに基づき完全な発達ができるようにさせる。
- (7) 教育機関の学術、予算、人事、および一般管理面の管理・運営について方向を示し、参加する。
- (8) 外部の学者や土地の知識人も含めて、教育のための資源の動員を支援する。それは、地方と国の伝統や風俗習慣・芸術文化の伝承を含め、あらゆる方面での児童の発達を促進するためである。
- (9) 国や民間の機関との協同も含め、教育機関と地域社会の間の関係を促進する。それは、教育機関を地域の学術の場とし、また地域と地方の発展に参加させるためである。
- (10) 民衆に対して提出する前に、教育機関の事業遂行の結果の年次報告書に同意を与える。
- (11) 適切であると認められた場合、この規則に基づく実務の遂行のため、相談役、および／あるいは小委員会を任命する。
- (12) 当該教育機関の所属との部署から委託を受けた他の活動。

第14条 委員会の会議は少なくとも一学期に2回開催されるものとする。

委員会の会議の実施は、委員会が定めた規則

と方法に基づいて行う。その時に存在する委員の人数の2分の1より少くない人数が会議に参加しなければならない。また、状況により委員会が適当とみなした場合に応じて、生徒の代表が参加、傍聴し、そして意見を表明する。

生徒の権利・利益に直接関係する事柄の場合は、生徒の意見に耳を傾け、共に委員会の考慮に加える。

教育機関の管理者は、会議の持たれた日から数えて15日以内に、一段階上位の指揮命令するものに対し会議の結果を報告する。

第15条 第一期目においては、教育機関が所属する部局あるいはそれ以外の名前で呼ばれる部局としての地位をもつ政府部門が、委員会設立の任務を遂行し、この規則の施行の日から数えて60日以内¹⁾にそれを完了するものとする。

国家初等教育委員会事務局に属する教育機関は、初等教育の学校委員会についての教育省規則仏暦2539年に基づく学校委員会に、状況に応じて第6条と第7条に基づく事柄を実行することも含めて、この規則に基づく委員会の任命の告示があるまで、役割を果たさせる。

この規則の告示・施行の日に教育機関委員会あるいは学校委員会が存在しない教育機関においては、所属もとである部局あるいは他の名称で呼ばれる部局の地位にある政府部門が、状況に応じて第6条と第7条に基づく事柄を実行するために、規則および実施の方法を規定する。

第16条 教育省次官がこの規則に基づいた任にあたる。

仏暦2543年5月23日告示

ソムサック プリサナーナンタクン
教育省大臣

1) その後2000年7月13日告示の「基礎段階の教育機関の委員会についての教育省規則（第二版）仏暦2543年」において120日以内に修正された。